第二十二条　利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを一方の締約国が採用し、又は維持する場合

第二十三条　特別な手続及び情報の要求

1　第二条のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関連して特別な手続（例えば、当該他方の締約国の投資家が一方の締約国の居住者でなければならないとの要件又は投資財産が一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、一方の締約国がこの協定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第二条及び第三条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する定型の情報を提供することを求めることができる。一方の締約国は、業務上の秘密の情報については、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第三章　両締約国間の紛争の解決

第二十四条　両締約国間の紛争の解決

1　この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に生ずる紛争は、可能な限り、協議によって解決する。当該協議は、いずれか一方の締約国が書面により要請する。

2　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、1に規定する協議の要請の後六十日以内に当該協議によって満足な解決に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。

3　2に規定する仲裁委員会は、紛争ごとに設置する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から外交上の経路を通じて仲裁の要請を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもなく、いずれの締約国とも提携しておらず、かつ、対象となる紛争を取り扱ったことがない者とする。

4　3に定める必要な任命が3に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、同裁判所次長に対し当該任命を行うよう要請する。同裁判所次長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、同裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

5　仲裁委員会は、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従って紛争について決定を行う。仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。当該決定は、別段の合意がある場合を除くほか、3及び4の規定に従って仲裁委員長が任命された後六箇月以内に行われる。

6　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。仲裁委員の報酬及び費用は、ＩＣＳＩＤにおいて随時設けられる限度であって仲裁委員会の設置の時において有効であるものを超えることができない。

第二十五条　請求の制限

1　前条2から6までの規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において他方の締約国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

2　前条2から6までの規定は、いずれか一方の締約国の法令により設けられた公的年金計画又は社会保障制度の一部を成す活動又はサービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において他方の締約国の法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

第四章　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第二十六条　協議及び交渉

1　投資紛争が生じた場合には、紛争当事者は、可能な限り、当該投資紛争を友好的な協議及び交渉により解決する。このような協議及び交渉には、拘束力を有しない手続であって第三者が関与するものの利用を含めることができる。協議及び交渉の手続は、第四十一条に規定する紛争締約国の権限のある当局に送付される書面による要請により、開始する。当該要請には、問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡潔な要約を付する。当該要請は、次条3に規定する通報を行う前に、紛争締約国に送付されなければならない。

2　協議及び交渉は、少なくとも六箇月の間行う。

3　紛争当事者は、1に規定する拘束力を有しない手続であって第三者が関与するものとして、投資紛争をＩＣＳＩＤ条約又はＩＣＳＩＤ追加的制度規則に基づく調停手続に付託することに合意することができる。

第二十七条　請求の仲裁への付託

1　紛争締約国は、紛争投資家が行う請求の仲裁への付託に関し、自国の法令に従って、事前に自国における行政上の救済手続が尽くされることを要求することができる。この救済手続は、いかなる場合にも、紛争締約国が紛争投資家から当該救済手続の開始を要請する書面による通知を受領した日から六箇月を超えて継続してはならない。当該救済手続は、紛争投資家が前条に規定する協議及び交渉を要請することを妨げてはならない。

2　紛争投資家は、協議及び交渉により投資紛争を5に規定する期間内に解決することができない場合には、次のことを行うことができる。ただし、紛争締約国が1の規定に従って自国における行政上の救済手続が尽くされることを要求している場合には、当該救済手続を1の規定に従って尽くしていることを条件とする。

(a)　自己のために、次の(i)及び(ii)の事項から成る請求を、この章の規定による仲裁に付託すること。

(i)　紛争締約国が第二章（第七条2及び4、第八条、第九条並びに第二十条を除く。）の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii)　(i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該紛争投資家が被ったこと。